

京都市個人情報保護審査会答申第43号の概要

答申年月日	平成20年3月17日
請求内容	人事委員会の持つ私の個人情報，個人メモ
請求者	本人
所管課	人事委員会任用課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	請求に係る個人情報は，平成13年度及び14年度に，異議申立人が，当時の任用課係長（課長補佐）に行っていた相談に係るものであるが，記録の必要がなかったため，公文書として存在しないものである。
異議申立人の主張	<ol style="list-style-type: none"> 平成13年当時，任用課係長（課長補佐）が数回，面談及び電話で応対している実態があり，意味不明である。 不登校裁判の際に実在か否かは不明であるが，個人メモで本人が陳述書として作成して，裁判に証拠として提出されている。京都市個人情報保護審査会答申について，個人メモから陳述書が作成されているとは理解不能である。
審査会の判断	<ol style="list-style-type: none"> 当審査会としては，本件請求に係る個人情報が存在しないとの実施機関の主張について，人事委員会は職務として職員からの苦情処理は行っているが，市民からの苦情処理を行っているわけではないことなどを考慮すると，異議申立人の相談に応じた記録が作成されなかったことは，特段，変則的で合理性を欠く処理とはいえない。 応対した特定職員から個人メモ等の引き継ぎも行われていないことが認められ，本件請求に係る個人情報が組織共用文書として作成され，存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。 以上の点から，当審査会は，実施機関が行った本件処分については，不当であるとは認められないと判断する。